

告示

埼玉県告示第六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県 第知事 第十三号	埼玉県 第知事 第十一号	委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
埼玉県 第知事 第十三号	埼玉県 第知事 第十一号	株式会社 国際確認 検査セン ター	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	住所	住所	住所	令和元年五 月二十七日
構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	住所	変更事項	変更前	変更後	変更年月日		
	東京都港区芝 五丁目三十三 番七号	大阪府大阪市 中央区北浜三 丁目七番十二 号	変更前	変更後	令和元年六 月一日		
	東京都港区海 岸一丁目十一 番一号	東京都中央区 京橋二丁目八 番七号	変更後	変更年月日			